平成２３年（フ）第２４５号
愛知県豊橋市内張町５番地８
債務者　臼井さやか（旧姓藤井）
1　決定年月日時　平成23年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月31日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第２４６号
愛知県豊橋市飯村南３丁目20―７　アクエリアス長坂203、住民票上の住所愛知県豊橋市天伯町字豊68番地
債務者　中村　賀由
1　決定年月日時　平成23年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月31日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第２４８号
愛知県豊橋市前田町１丁目２番地６　102
債務者　岡田　良一
1　決定年月日時　平成23年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月31日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第２５１号
愛知県豊川市御油町一ノ坪86番地　シティハイツ峰102号
債務者　谷口喜代司
1　決定年月日時　平成23年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月31日午後１時45分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第４２８号
愛知県岡崎市日名南町14番地11　アベニュー日名公園603、旧住所愛知県岡崎市日名本町７番地15
債務者　伊藤　基嗣
1　決定年月日時　平成23年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月24日午後１時40分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第４３７号
岡山市北区大元２丁目８番４号
債務者　立仙みどり
1　決定年月日時　平成23年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月16日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第９６号
岡山県苫田郡鏡野町上齋原564番地の１
債務者　福島　京子
1　決定年月日時　平成23年９月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月14日午後１時30分
岡山地方裁判所津山支部

平成２３年（フ）第１９号
大分県豊後大野市緒方町馬場394番地９上田アパート２号
債務者　佐藤　有三
1　決定年月日時　平成23年９月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月８日午前11時
大分地方裁判所竹田支部

平成２３年（フ）第５８２号
静岡市駿河区小鹿１丁目37番９―30Ｂ号、旧住所大阪市淀川区西三国３丁目１番21号　ＵＢ21三国27―805号
債務者　森　　広美（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成23年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月１日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１１３９号
東京都西東京市保谷町６丁目９番３―303号
債務者　志村　勝次
1　決定年月日時　平成23年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月９日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第２２２号
北海道河東郡音更町宝来仲町南１丁目６番地11
債務者　海藤あかね
1　決定年月日時　平成23年９月７日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月17日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２３年（フ）第２３３号
北海道帯広市泉町西10線62番地
債務者　仲筋　一成
1　決定年月日時　平成23年９月７日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月17日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２３年（フ）第１０３５号
東京都町田市玉川学園３丁目６番30号リヴレット玉川Ｄ―101
債務者　泉　さゆり（旧姓山下）
1　決定年月日時　平成23年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月11日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第２４４号
愛知県豊橋市談合町119番地、従前の住所愛知県豊橋市前田町１丁目５番地の１
債務者　鈴木新太朗
1　決定年月日時　平成23年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月７日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第２０３号
長崎県佐世保市権常寺町1198番地８
債務者　前田久美子
1　決定年月日時　平成23年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月18日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係